

第12回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第12回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成16年3月24日(水) 午後1時30分開会・午後3時00分閉会							
開催場所	南部町役場 3階 大会議室							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわゑ	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	古谷 利具			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

議案事項

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 議案第 13 号 | 平成 16 年度南部町・南部川村合併協議会予算について |
| 議案第 14 号 | 平成 16 年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について |

報告事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| 報告第 21 号 | 町章について（その 2） |
| 報告第 22 号 | コミュニティバスの検討について（その 2） |

5 . 閉 会

第12回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成16年3月24日 午後1時30分

場 所 南部町役場 3階 大会議室

小谷事務局長 皆さん大変長らくお待たせいたしました。ただいまから会議を始めたいと思いますが、山崎副会長とA委員につきましては、本日岩代ひかり保育園の卒園式に出席しております。今こちらへ向かっている途中なんですけれども、若干遅れますという連絡が入っておりますので、ご報告申し上げます。

井上議長 どうも皆さんこんにちは。ただいまより第12回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は19名です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の既定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

まず、会議に入ります前にご報告がございます。先般開かれまして県議会において、南部町・南部川村の廃置分合議案が可決され、正式に合併が決定をいたしました。本日、和歌山県知事から決定書が出されています。小住日高振興局長さんから伝達をさせていただきます。

小住局長さん、よろしく申し上げます。

小住委員 昨年12月10日に、知事に対しまして両町村長さんの方から合併の申請書が出されておりました。それで、2月県議会におきまして諮ったところでございますけれども、3月18日に県議会で満場一致で議決されました。それをもちまして、本日3月24日、知事によりまして合併を決定したところでございます。

それから本日、総務大臣の方に届け出をいたしました。総務大臣の方から今度は告示されることになると思うんですが、それにつきましては4月の中ごろになる予定でございます。

決定書を知事から預かってございますので、山田会長さんにお渡ししたいと思います。

決定書。地方自治法第7条第1項の規定により、日高郡南部川村及び同郡南部町を廃し、その区域をもってみなべ町を設置し、平成16年10月1日から施行する。平成16年3月24日。和歌山県知事、木村良樹。代読です。

(拍手)

井上議長 小住局長さん、ありがとうございました。

それでは、会議を始めます。

まず、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良南部川村村長よりごあいさつを申し上げます。

山田会長 久しぶりの開会になりますが、ご苦労さまでございます。

ただいまも皆さんの目の前でいただきましたこのとおりでございます。あとは、もう総務大臣の決定と官報告示を待つばかりまでに進んでまいりまして、まことに皆さんとともに喜び合いたい、このように存じます。

今日お願いしているのは、お手元にお配りしているような議案、報告事項でございます。今まで準備室を中心に進めてきておりますので、その途中の報告というのが主体になります。それが、ここに出てありますように、今日はその報告を申し上げ、そしてまたご協議をいただき、ご意見をいただきという会になりますので、引き続きお願いを申し上げます。

以上、開会に当たりまして一言あいさつにいたします。ありがとうございました。

井上議長 それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、南部町のB委員さん、南部川村のC委員さんをお願いします。

では、の議案事項に入らせていただきます。

議案第13号平成16年度南部町・南部川村合併協議会予算について、事務局より説明をしていただきます。

小谷事務局長 皆様方のお手元に配付させてもらっております第12回の合併協議会の会議資料、1ページをお願いします。

議案第13号 平成16年度南部町・南部川村合併協議会予算について。平成16年度南部町・南部川村合併協議会予算(案)について別紙のとおり提出する。平成16年3月24日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、2ページをお願いします。

2ページ、予算の歳入ですけれども、負担金1,450万円、これにつきましては構成町村負担金ということで、南部町725万円、南部川村725万円です。

県支出金、県補助金300万円、これにつきましては合併推進事業費補助金でございます。

繰越金1,000円、これは費目のみ置いております。

諸収入の1,000円、預金利子、費目のみ置いておりまして、歳入合計としましては1,750万2,000円でございます。

続きまして、歳出ですけれども、運営費、会議費で報酬96万8,000円、これは協議会委員、監査委員、それから、町章の選定委員等、委員さん方の報酬を予定しております。

旅費が5万円と需用費が30万円、消耗品費と食糧費、これは会議賄いです。

役務費11万6,000円、これは広告料ですけれども、紀伊民報と日高新報へ合併協議会の会議開催の案内を出させてもらっております。その広告料でございます。

委託料29万4,000円、これは会議録作成委託料で、合併協議会の会議録、約14時間分を見込んでございます。

使用料及び賃借料8万円、会場借り上げ料、予定をしております。

2番目、事務費261万2,000円。内訳ですけれども、旅費で25万円、普通旅費。需用費61万5,000

0円、消耗品費と印刷製本費、燃料費、修繕料等です。

役務費34万 2,000円、これにつきましては通信費ということで、郵便料と電話代 9月 30日までの6カ月分を計上しております。

委託料45万円、コピー機の保守料、これも6カ月分計上しております。

使用料及び賃借料8万 5,000円、回線使用料、これはレンタルサーバーの使用料、これも6カ月分です。通行料としまして、高速道路のハイウェイカード1万円の券3枚を予定しております。機械・器具借料、これはコピー機とかファクス、これも6カ月分の計上です。車両の借料、合併協議会で借りております軽の箱バンですけれども、これも6カ月お願いをしております。事務所の借上げ料35万円、備品購入費15万円。

続いて、事業費ですけれども 758万 2,000円。内訳としまして、旅費50万円、普通旅費、これにつきましては、コミュニティバスの導入検討委員会が開かれた場合、委員さん方でどこか視察に行かれたらということで予定をしております。

需用費 159万円は、消耗品費、食糧費、印刷製本費。印刷製本費につきましては、毎月発行しております合併協議会だよりの経費でございます。これ6カ月分です。

委託料 549万 2,000円、コミュニティバスの調査、15年度で終わり切りませんので、16年度へ若干入る分がございます。73万5,000円。それと新町の例規整備業務210万円、これも15、16、2年にまたがるわけなんですけれども、仮例規集の作成までを予定しております。新町の事務処理マニュアル、これにつきましては、今現在、事務事業の調整案を行っておりますけれども、これらの調整内容を整理して、事務の統一化を図っていきます。新町での大幅な人事異動等もございますので、スムーズに事務が行えるようなマニュアルをつくる経費でございます。ホームページの修正で13万7,000円。

それから、本年度新たに出てまいります款としまして、3番目、開庁準備費 520万円、報償費50万円、これは町章の優秀作品5点を選ばせていただいて、最優秀賞に30万円、優秀賞に5万円の4点、合わせて50万円です。旅費、普通旅費50万円。

委託料 420万円、これにつきましては、新町ホームページ作成で 105万円ですけれども、16年10月1日に新しいみなべ町が発足しますので、それまでに両町村合わせた形のホームページを作成して、10月1日に立ち上げできるように持っていきたいということで、その作成費をお願いしております。

新町配置計画 315万円、これにつきましては、合併に向けて、9月中になろうかと思っておりますけれども、庁舎の修繕の部分とか、コンピューター関係の配線、それから電話回線の配線等、色んな各種の業者が両庁舎の方に入り込んでくることとなりますので、そこらあたりの調整等が非常に必要となってまいります。そこで、職員でやればいいのですが、人的とか時間的に非常に難しい部分がございますので、高い調整能力とか緻密な工程管理が要求される部分でございますので、専門業者に委託をさせていただきたいという分でございます。

それと予備費が30万円、合わせまして 1,750万 2,000円となっております。これが16年度の予算案でございます。よろしくお願いを申し上げます。

井上議長 ただいま事務局より議案第13号の平成16年度南部町・南部川村合併協議会予算について説明がございました。これにつきまして、皆さん方にご審議をいただきたいと思います。

何かご意見、ご質問ありましたら、遠慮なくご発言を願いたいと思います。

何かございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にご意見もないようですので、議案第13号の平成16年度南部町・南部川村合併協議会予算については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成16年度南部町・南部川村合併協議会予算については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第14号の平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について、事務局より説明をしていただきます。

小谷事務局長 3ページをお願いします。

議案第14号 平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について。平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画(案)について別紙のとおり提出する。平成16年3月24日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、4ページに(案)を載せてございます。

平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画(案)。項目としまして、会議の開催ですけれども、報告事項が主となりますので、約2カ月に1回程度開催してはと考えてございます。

それからコミュニティバスの調査、これにつきましては、新町の重点プロジェクトの1つに掲げられているコミュニティバスについて導入計画を策定し、実現に向けた適切な調査及び検討を、コンサルタントを活用し作成してまいります。

それから、事務事業の調整ですけれども、合併協議会で確認された調整方針により、事務事業の詳細な事項について具体的に調整する。新町電算システムの設計業務及びデータ統合の業務、それから新町の例規の整備業務ほかを調整してまいります。

それから、協議会だよりの発行ですけれども、協議の内容や進捗状況、合併に関する資料等を掲載し、原則毎月発行、全戸配布し、住民に対する情報提供を行うようにしてございます。それと、この協議会だよりの中に、新町になっての住所変更の件、前回第11回で皆様方に出させてもらった資料等につきましても、毎月分けて住民の皆様方に周知をしていこうと考えてございます。それと最後に、それらをまとめた冊子にした分ということで、南部川村からみなべ町、南部町からみなべ

町に変わることによってどういう手続が必要かというようなことを、冊子にして各戸配付をしたいと考えてございます。

続いて、町章の選定ですけれども、新町の基本理念である「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適な町」にふさわしい町章を選定する。

ホームページの開設、協議会の概要、会議の結果等を配信し、情報提供を行う。

これが16年度の事業計画（案）でございます。よろしくお願いを申し上げます。

井上議長 ただいま事務局より、議案第14号平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について説明がございました。これにつきまして、皆さん、ご審議をいただきたいと思います。

何かご意見、ご質問ありましたら発言を願いたいと思います。

D委員さん。

D委員 言うまでもないことですが、コミュニティバスのことです。これは、もう両方の職員さんで、よく知った人たちが進めてくれることなんですから、どうしてもやっぱり奥地に、高齢者の一人暮らしとか二人暮らしというのは率は高いと思うんですよ。しかも距離の長いところにばらばらと家があるというのは奥地の特徴ですから。

だから、そこら辺を、毎回一番奥まで行けよというようなことは言うつもりないですが、そこら辺から一体感持って、南部へ用事に行ったり、医者へ行ったりできやすいようなシステムを考えといていただきたいと思って、もう言わずもがなのことなんですけれども、それだけあえて申し上げておきます。

以上です。

小谷事務局長 後ほどのアンケートの中間報告の中にも出てきますけれども、これらにつきまして、今アンケートをもとに、集落単位といいますか地区単位で分析を行ってございます。岩代地区とか高城地区、清川地区、南部地区について、どういう要望が多いのか、どういう時間帯がという部分についての分析の最中でございますので、その結果をもとに導入検討委員会でご協議をいただく予定にしております。

以上です。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

ございませんか。

（発言する者なし）

井上議長 特にご意見もないようであります。それでは、議案第14号平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号平成16年度南部町・南部川村合併協議会事業計画については、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、議案事項についての審議は終わりたいと思います。

引き続きまして、 の報告事項に移らせていただきます。

報告第21号 新町の町章についてであります。

事務局から説明します。

小谷事務局長 資料集の5ページをお願いします。

報告第21号 新町の町章について(その2)。「みなべ町」町章について報告する。平成16年3月24日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、上側に事務協議で決まった分がございます。下側の報告事項ですけれども、「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱第3条第2号及び第3号に掲げる委員について報告するというので、これにつきましては、2号と申しますのは、合併協議会委員以外のもので、各町村が推薦するもの各2名となっております。

この各町村推薦ですけれども、南部町につきましては、出口幸三郎さんと出口久仁子さん、南部川村につきましては、井口恵子さんと大木譲司さん、この方々の経歴につきましては7ページに載せてございます。それと、続いて3号委員ということで大鋸礼子さん、3号と申しますのはデザインの知識を有するものということで、大鋸礼子さんを委員に選定をさせていただいております。

7ページにございますように、出口久仁子さんは、南部中学校の美術の教諭。出口幸三郎さんにつきましては、南部町商工会イメージキャラクター「ウーちゃん」とか、当合併協議会ホームページ掲載の漫画「ごきげんウメさん合併編」を描いていただいた作者の方。井口恵子さんは、井口食品工業株式会社の専務で、絵画を趣味とされ、多くの作品を制作されています。大木譲司さんにつきましては、県立南部高等学校の美術の教諭をされています。それから、大鋸礼子さん、旧姓西原さんにつきましては、1983年から98年まで、大手広告代理店からの委託を受けて、企業広告の制作、キャッチコピーとかイラストなどに携わられています。現在はフリーで広報誌の編集を行っておられる方でございます。

以上が第2号委員、3号委員の報告でございます。

井上議長 ただいま事務局から説明しました報告第21号 新町の町章について(その2)は、前回の第11回協議会において事務協議された要綱に基づき設置される「みなべ町」町章図案選定委員会の委員の報告でありました。選定委員会設置要綱第3条第1号の規定により、当協議会からも委員を選出することになっています。

それでは、委員の皆さんに選定委員を互選していただきたいと思いますので、暫時休憩をいたし

ます。

休憩 午後 1 時 5 5 分

再開 午後 2 時 7 分

井上議長 それでは、会議を再開します。

まず、選任をされました凶案選定委員について、それぞれの町村からの報告をお願いいたします。南部町の方からお願いします。

A 委員 町章選考委員の選考について、議会議員 1 人ということで報告いたします。南部町の議員からは山中邦夫委員に決まりました。

E 委員 学識経験者から 1 名ということでございます。尾崎委員さんをお願いいたしました。

井上議長 はい、ありがとうございます。では、南部川村の方、お願いをいたします。

F 委員 南部川村議会からは中家委員を推薦いたしました。

G 委員 南部川村の学識経験者の方から、私たち 5 名の中でということで、井口委員をお願いいたしました。

井上議長 はい、ありがとうございました。以上、町章凶案選定委員に選ばれました委員さんは、応募のあった作品の中から候補作品を選んでいただきますようよろしくお願いいたします。

小谷事務局長 現在の応募の状況でございますけれども、3月22日現在、集計してございます。211名の方から、応募総数としましては 410点の応募がございます。ここ最近では毎日30、40のペースでどんどん入ってきてございますので、後半ぐっと伸びてきております。それと、県内でいきますと 220点、県外から 190点の応募がございました。ですから、3月末締め切った時点で委員の皆様方に一度お集まりいただいて、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、状況報告でございます。

井上議長 続きまして、報告第22号 コミュニティバスの検討についてであります。事務局から説明します。

小谷事務局長 資料 8 ページです。報告第22号 コミュニティバスの検討について。コミュニティバスの検討について報告する。平成16年3月24日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

コミュニティバスの検討、報告事項ですけれども、「みなべ町のバスに関するアンケート」結果について報告する（中間報告）ということで、皆様方の机の上に、別冊として配付をさせていただいております。「みなべ町コミュニティバスに関するアンケート中間報告」、これについて簡単にご説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、アンケート調査の概要ですけれども、調査方法としましては、アンケート調査、記述式で、アンケートシートを対象者に配布、後日回収する方式をとらせていただいております。対象者につきましては、南部町・南部川村の住民ということで、各町村の各地区の人口構成比率、年齢構成を参考に対象者を抽出しています。これらにつきましては、前回11回協議会で報告したとおりでございます。

その回収ですけれども、下にございますように、回収総数 1,630人から回答が寄せられております。1,951名の方に配布をしておりますので、回収率としましては84%という高率を得ております。これにつきましては、各自治会の役員の皆様方に大変お骨折りをいただいて、回収にご協力をいただいたおかげだと思っております。ありがとうございました。

続きまして2ページ、調査結果の概要ですけれども、日ごろの外出についてのところでは、通勤・通学というのが非常に多く31%、日常的な買い物が28%、病院等の医療機関へ行かれる方が13%というような状況でございました。その中で、外出時に車を利用する方が非常に多く、70.4%を占めてございます。それと現在、路線バス等の公共交通機関の利用者は約 7.5%、バス・鉄道合わせて 7.5%という状況でございました。

コミュニティバスの運行の必要性につきましては、コミュニティバスが必要であるとの意見が46%を占めてございます。ただし、必要ないという方も16%ございました。

コミュニティバスが運行された場合の利用の意向ですけれども、利用するという人の割合が31%ですが、利用しないという方が25%ございました。利用するかどうかわからないという方、37%、これが一番多かったです。それから、コミュニティバスを利用して行きたいところという質問では、病院等の医療機関が37%、日常的な買い物25%、それから温泉14%、図書館・公民館等となっております。役場とかスポーツ施設につきましては4%程度と非常に低い状況が単純集計した結果でございます。

それで、3ページでは、今後ですけれども、今回の報告は、アンケートの各設問の集計結果でございまして、将来のみなべ町のコミュニティバスに関する議論に資する基礎資料として、次のような活用を行っていく方針でございます。

年齢構成によるクロス集計と申しまして、年代別に分けて、お年寄りの方、子供、それから30代、40代、50代といいますが、年齢別のコミュニティバスの必要性とか利用意向、利用方法（行き先等）について集計を行っていきます。これによって、コミュニティバスの主たるテーマ、コミュニティバスがターゲットとすべき年齢層や行動を把握する目的でクロス集計を行っていきます。

それから次に、各町村内の地区によるクロス集計ということで、南部町・南部川村を地区別に分けまして、コミュニティバスの必要性に関する集計とか利用意向、それから利用方法（行き先等）に関する集計を行います。これにつきましては、コミュニティバスを導入する地区の優先度等を把

握する。さらに、その結果により優先的に導入すべきと考えられるバス運行ルート、概算のバス需要を把握する目的で、地区別のクロス集計も行っていきたいと考えています。ここで、先ほどD委員からも出ましたように、高城、清川地区、それから岩代地区とか地区別での需要状況が出てくるかと思えます。

あと、4ページ以下につきましてはグラフになってございます。4ページは住所別の率を出してございます。

5ページにつきましては、男女別、年齢別、職業別に出してございます。60代、70代が多くございます。

それから、6ページにつきましては、日ごろの外出でどこへ出られていますかという質問ですけれども、この表にありますように、通勤・通学、日常的な買い物が多くございまして、病院等の医療機関というところで病院名を書かれた方がございますので、それは上の方に表にしております。それから、温泉へ行くよという方、紀州路みなべか鶴の湯かということで書かれた方もございます。福祉施設につきましては、ゆうゆう館、ふれ愛センター、老人憩いの家、あと行き先なしに福祉施設という方が81%です。

7ページにつきましては、主な外出先への利用の交通手段ですけれども、現状では、自分で運転する車、人に乗せてもらう車ということで、合わせますと70.4%ということで、車が断トツになってございます。一般の路線バスと鉄道合わせまして6.3%というような現状でございます。それから、バスを利用しない理由というところですが、利用する必要がないとか、便数が少ない、バスが通っていない、目的地へ向かうバスがない、バス停が遠いと、こういうような状況でございました。

8ページにつきましては、コミュニティバスの運行で必要性の有無ですけれども、バスの運行について必要であるという方が46%、必要でないという方が16%、この必要であるという方の理由を下の方にまた引っ張ってきておりまして、今より便利になるとか、行動範囲が広がる、外出が容易になるということが上げられております。必要でないという方の理由としましては、今の交通手段がよい、利用する必要がない、外出が困難である、不便な乗り物であるということで必要ないよという方がおられました。ですけれども、どちらとも言えないよという方も34%ございました。

その今の質問の中で、意見を書かれた方、9ページに載せてございます。これは、必要な理由とか必要でない理由、その他、わからないという項目をつくっておりまして、その他という()の中へ書かれた方でございます。必要という方については、今は必要ないけれども将来的に必要なかもしれないかという意見がございます。必要でないという方の大半は自家用車があるということだと思えます。どちらとも言えないという方の中の意見、こういう意見が出てございます。また後ほどゆっくりご覧いただけたらと思えます。

10ページにつきましては、もしコミュニティバスが運行された場合、利用するかしないかという質問ですけれども、利用するという方が31%、利用しないという方が24%、わからないという方が37%という状況でございます。利用するという方についての行きたい場所という質問の中では、病院等の医療機関37%、日常的な買い物24.9%というような状況になってございます。

それから、11ページにつきましては、コミュニティバスがあったとしたら何回ぐらい利用されますかという質問でしたけれども、週に2～3回という方、29%です、週に1回、月に2～3回、いずれも19.2%です。月に1回という方、それから年に数回というような状況、毎日乗るよという方が9%でございます。利用したい曜日につきましては、平日のみ32%、平日・休日両方利用したい47%、休日のみでいいという方が14%という状況でございます。それと、利用する時間帯ですけれども、ここでございますように、朝9時までにとという方が22%、午前中が47.9%、午後が49.3%、5時以降11%、このような状況で、昼間の利用をするという方の回答が多く寄せられております。

それから、その他、自由意見欄で書いていただいた分、すべてを網羅しておりまして、以下15ページまで全部載っております。やはり多いのは、今は要らないけれども、高齢になって車の運転ができなくなったら欲しいよという方、これが非常に多く見受けられます。それと、バスに関係のない方でいろんな意見出された方もございます。もっと防犯灯つけて欲しいとか、色んな意見出されておりますので、またゆっくりごらんいただけたらと思います。

以上が単純集計についての中間報告でございます。

以上です。

井上議長 ただいまの説明は、本年1月から2月にかけて実施されましたアンケートの中間報告であります。これについて、何かご意見、ご質問ございませんか。

何かございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようであります。

それでは、コミュニティバスの検討につきましては、今回報告されたアンケート調査結果を基礎資料として調査分析を行い、導入検討委員会で検討を行っていきたいと思います。

ほかに、特に委員の皆さん方、何かこの件についてご意見ございませんか。

はい、C委員。

C委員 すみません、このコミュニティバスにつきまして、前回確認された件で、再度審議していただけたらうれしいなと思うことがあります。これから、委員会を設置して取り組んでいかれると思います。その委員会の委員の中に、女性の名前がないんです。女性の関係者の方がどなたもおられないので、その中へぜひとも女性を、連合婦人会にしる、学校の関係者の女性の、PTAというんですか、そういう方々があったら。ちょっと私も気がつくのが遅くて、今ごろ再度提案させていただくのは申しわけないんですが、よろしくお願いします。

井上議長 今、C委員さんから、事務局も説明ありましたように、前回の委員会で報告事項として出されて、この委員さんの中には、一応それぞれの町村の役職の方々をそれぞれ、代表という形

の中で、充て職という形の中で、皆さんこの委員構成をされるような形の中で構成をするということを皆さんに承認をいただいておりますが、今、C委員さんのご意見は、その前回承認をされた部分の委員構成では、女性の皆さん方の委員さんの数がどうしても少ないのではないかと、皆無に等しい状況になるのではないかという趣旨のもとで提案をされて、何とか女性の委員さんが参画できるような委員構成というのをもう一度考え直していただいけませんかという提案であったように思います。

まず、これについて事務局からとりあえず説明を、見解をまずお聞きしたいと思います。

小谷事務局長 前回、事務協議をさせていただいたわけですがけれども、今、委員さんの中で、せっかく意見が出されてございますので、再度皆様方にご協議をいただくのも一つの方法かなと思います。それで、色んな意見を聞いて、今後の方針を決めたらと考えてございます。

以上です。

井上議長 今、事務局長から、そういう考え方が述べられました。

続いて、山田会長より、このことについての見解をお聞きしたいと思います。

山田会長 先般の協議事項の決定事項に、そういえば女性が入っていないです。その役職の中に女性がおられなかったということもあるんですが、ないことは事実ですね。協議決定の一部、今のご意見は、先に決まっていることの一部の追加ということが協議会でご承認があれば、女性の方も入っていただけるようにしてはと、そのように思います。

井上議長 ここで皆さんにお諮りをしたいと思います。

今、事務局、あるいは会長の方からも、一応以前こういう形で決まっておるんだけど、皆さんのご要望、あるいはお認めをいただければ、女性の皆さんが委員として参画できるような追加という形の中で委員構成をしていただいても結構ですという提案がありました。このことについて、皆さん、何かご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしというご発言もございましたので、この委員構成につきましては、事務局と会長さんと副会長さん、この三者の方で、ただいまの意見を踏まえて、委員構成について、ある程度お考えをいただいて、具体化をしていただけたらと思いますので、そういう形で進めさせていただくということについて、皆さん、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

それでは、この委員構成については、追加をさせていただくということで、ご承認をいただいたものと解釈をさせていただきます。

ほかに皆さん、何かご意見ございませんか。

はい、事務局長。

小谷事務局長 その他のところで事務局からというのもあれなんですけれども、3月21日付の紀伊民報で、田辺広域5市町村の合併期日の件で、平成17年5月1日という案が記事として出されています。その中で、特例法改正を前提にするんですよということで、交付税の目減りを防ぐという記事でありました。ちょっと聞き及ぶ中では、南部町・南部川村の場合は、平成16年10月1日に合併するんですよというのは決まっておるんですけれども、17年4月1日以降になったら、もっと何か増えるのかなという意見とか問い合わせ等もございましたので、ちょっと説明を申し上げたいと思います。

交付税につきましては、その自治体が運営する費用、基準財政需要額というんですけれども、要る費用をまずはじいて、そこから税収等、収入分を引いて、不足する団体については地方交付税という形で交付しますよという法律になってございます。ですけれども、これにつきましては、人口の少ない市町村ほど多く配分される仕組みになってございます。3,000人の村も50万人の市も首長は1人要りますので、そういうことも含めて、少ない町村に多くの配分がされています。

その結果、南部町と南部川村が合併をいたしますと、人口が約1万5,000人になります。ですから、町でもらっていた交付税と村でもらっていた交付税を合わす金額よりも少ない計算になります。1万5,000人であれば、当然経費は少なく済むであろうということで、本来減るわけなんですけれども、合併特例法では、合併算定替と申しまして、合併をしても、合併した年度、それから後続く10年間は減らさないで、従来どおり計算した方法で交付しますよという制度になっています。

ですから、14年度に合併した町村は平成24年度までそのままくれます。15年度に合併したら平成25年まで、うちところのように16年に合併しますと平成26年までくれますよと。

しかし、従来平成17年度に合併すると5年間しかないですよという法律であったのですが、今国会の方に合併特例法の改正案が出されていまして、17年3月31日までに議会議決をいただいて、都道府県へ申請した市町村については、18年3月31日まで合併しても合併特例法は適用しますよという法律案が出されています。それからいきますと、田辺市は17年2月1日の予定でありましたが、2月1日の合併と5月1日の合併では1年ずれる計算になりますので、減らされる年度が1年延びるよという理屈になるわけなんです。特段15億円余分にくれるわけでも何でもないんですけれども、14年、15年、16年と合併してきたその年度がずれていく、1年がずれますよという改正案が今出されているということです。

それと、新しく合併特例法が今法案として出されておりますけれども、それにつきましては、17年度、18年度に合併した市町村は、交付税の算定替の期間は9年間、19、20年に合併した市町村は7年間後ろ、21年に合併したところは後ろ5年間、あとはもうずっと5年間ですけれども、そうい

うふうに経過措置をもって減らしていきますよという法律案も今出されています。しかし、田辺市が申しておりますのは、合併特例法の改正案の方で適用してもらおうということになっています。ですから、ちょっとわかりにくいかと思うんですけども、そういう仕組みになってございます。

井上議長 今、局長から話があったのは、田辺市の場合、17年5月1日、これ1年延びるということですね、年度が。それで、今言われるのは、それを延ばした時に、今回5市町村合併すると、その交付税というのは各市町村に比べると、それをそのまま、また同じ市町村で同じ額もらって、法改正でその分ちょっと得になると。それで合併した時に、その5つはまとめた分でくれるけれども、もう1年向こうへ延びるからという意味で得やという意味と違うのか。1年繰ったから。

小谷事務局長 ただ1年繰ったというだけの話ですが。南部町・南部川村が目指している合併につきましては、早く行政効果を上げようと、事務経費の節減を早く図ろうとすれば、早く合併した市町村の方が行政効果は上がってくると思いますので、そういう意味で、南部町・南部川村は16年10月1日合併というふうにされたんだと思います。ただ、年度末ぎりぎり17年3月に合併すると、わずか数日間の4月に合併するのとの違いでどれくらい違うかということは、やっぱり1年向こうへ繰る分だけ得だということにはなるわけなんですけれども、行政効率からいえば、早い合併が適当かなと思います。

以上です。

山田会長 自分達が得になるのか、損になるのかどちらか。

小谷事務局長 新町のまちづくり計画の一番後ろに載せておりました財政計画にありますように、行政効果の面からいいますと、1年でも早い合併をすると、それの方が大きな効果になると思います。

山田会長 交付税が得になるのか、損になるのか。

小谷事務局長 交付税だけで言いますと損します。ただ、交付税だけの話をしますと、合併をしなかったら減らないので、何ら減ることはない。ただ、交付税一つだけをとらまえてみますとそうなんですけれども、行政全般を見比べてみたときには、交付税だけでない、それ以外の部分が非常に多くあると思いますので、そんなに心配することはないと思います。

井上議長 これが法期限ぎりぎりでするからそんなになるけれども、法期限過ぎたらあかんと。

それで小谷局長、私達も勘違いしてあったと思うけど、その上でちょっと聞きたいのは算定替という意味。例えば合併したときに、今いわゆる交付税措置というのは、合併した年度のそのときのお互いの、例えば南部町、今普通交付税11億ぐらいあるのかな、南部川村はもうちょっと多いのか

もわからないけれども20何億。それが10年間ずっと保障されるかといえばそうではないわけで、例えば今24億円だったら、それが24億円ずっと10年間保障されるという勘違いをされる方、僕らもそう思ってあったけれども、算定替という要素が入ってくるから、21億円になったり、それはしていくと、10年間。

ただ、していくけれども、10年間して、それでその本来の1万5,000人の交付税額にするための調整期間として5年間があるわけで、それでもう15年たったら、1万5,000人という人口に対する交付税しか交付をされないという結果になると思うけれども、ただ、その10年間、合併当初の交付税額がずっと維持されるかというたら、それは算定替という部分があって、一つ一つ10年間は減っていくと。減っていくけれども、両町村の合わせた額というのが基本になっての10年間は保障されるからという意味なので。

小谷事務局長 そのとおりでございます。決して金額の保障をしてくれているわけではございませんので、17年度になりますと、17年度の率を掛けた数字で両町村の金額が合わせて来るよというだけで、27億か28億円の金額が保障されているわけじゃございません。国の方で税収が減って、交付税総額が減ってきますと順次減ってきますし、また景気が上向いてきますと増えてくることもあるうかと思えますけれども。

山田会長 それはよくわかるけど、遅く合併するほど有利になるのか、不利になるのか。早く合併したものが不利になるのか損するのか。そこだけわかっただけいい。

小谷事務局長 財政計画の中にもありましたように、物件費の減とか人件費の減、そこらを含めますと、できるだけ早い合併の方が行政効率は上がると思います。経費も削減されると思います。

井上議長 違う、交付税。

小谷事務局長 交付税額だけをとりますと少なくなります。数字的に申し上げますと、南部町・南部川村が合併いたしますと約6億円減ります。それが10年間減りませんということで、あとの5年間につきましては、9割、7割、5割、3割、1割、それでゼロということになりますので。

山田会長 我々は10月に合併する。それが来年の4月にしたら得になるのか損になるのか、交付税額は。

井上議長 年度変わったら得になるという理屈違うのか、それじゃ。

小谷事務局長 損とか得とかという数字的なものじゃないので。

山田会長 私、初めからまやかされて、ごまかされているように思って仕方がない。この17年度の初っ端から、それが腹へはまらないからそういう苦情を言っておかないと。

小住日高振興局長、あなたに言うたってしょうがないけど、あなたに言うつもりはないけども、どうも国の施策が。日高振興局長言ってください。細かいことではないから、単純で良い。

小住委員 特例法の改正ということで、先ほど説明あったように、17年3月31日までに議会の議決を得て申請しておけば、合併の時期は18年3月31日までできるという形になります。それを改正したために、合併した翌年から10年間は算定しますよという形になっています。

ですから、単刀直入に言いますと、田辺市の場合だったら、2月合併の予定であったのを5月に持っていけば、これは1年分、というのは、3月で合併した時には、その合併した年の翌年度から交付税が算定されていきますので、それを5月に持っていくと、次の年から交付税が入っていくという形になりますので、1年延びるということは確かに延びます。そういう形で交付税が1年分得と違うのかという問題が出てきているのが事実です。ですから簡単に言えば、それだけを考えれば、交付税は1年分得するよという形になります。そういうことです。

D委員 結局、合併が1年遅かっただけ10年というのが1年遅くなるから、うちより1年遅くなると。その1年間、交付税別々に勘定してくれるから得やということに。

小谷事務局長 そういうことになります。

井上議長 これは、損か得かと表現するには微妙なことになるな。

小住委員 ただ、早く合併すると、先ほど事務局長さんから説明あったように、合併して簡素化して、それで効率を上げていくという形になりますと、その分は、交付税は少なくなりますけれども、その状況はよくなっていくということで、ただ交付税だけの損得でいきますとそういうような形にはなると思いますが、それは慌てていいのか悪いのかはちょっとわかりませんが、交付税だけ言われますとそうなります。

山崎副会長 ただ、これ新聞記者が悪いわけじゃないので。発表する側が、こういうことをすると遅くなるほど得ですよと読めますよ、交付税のことははっきりわからない人は。だから、こういうことについて、私は県が、それから国がちゃんと言うべきで、早くやったところが会長さん言われるように損するかもわからないというような、そういう制度を設けるといのはばかげた制度ですよ。

早くやったところが良いというならわかるが、17年3月31日が法律の趣旨だったんでしょ。それで延びたら特例債でもつけませんよということだったのが、これは恩典的に延ばすと、その人たちが得だというのは。それで、この議論の中で会長さん言うとおりで、2月に合併したら損するか

ら5月にしたんでしょう、田辺市は。その事実ははっきり、これ新聞社が書いたのと違う、これ田辺市の方が発表したからそのとおり書いたんやな。確認したけれども、そうや。田辺市が言うのは、得ですよと。

こんなことになったら、みんな来年になりますよ。うちはもうこれ出たから来年に延ばすというのはできない。すると、みんな3月31日のを全部5月にしますよ。そんなことでいいんですかということです。だから、これは当然政令で変えるとか、そういう扱いをどうするかということを、私はやっぱりこういう規定をして、それで、全国からこれはこんなことじゃいかんじゃないですかと。これね、はっきり言うと国のミスやと。国のミスが、法律上ミスがあるというようなことが許されて。これどんなに説明したって損得から言うと損になるということや。

それで、お金だけの計算すれば局長が言うとおりにんですよ。早くやれば、今年10月でやれば、約1億円ぐらいのお金が出てくるでしょうと。これは、辞めていく人の勘定と物件費の勘定したらそうなるけれども、これはもう、たちどころに今年でも2億円出てくるということでしょう。これはもう完全なメリットです。だから、来年になってもそういうことになるから、それは早い方がいいけれども、そのことと交付税が損することとは、これは納得できない。

これはきちんと、私は協議会の名前でするかどうかということころを。それで、しかも県が課長の名前で文書を流してきて、得に見えるような文書流してきたのはけしからん話。これだけは、この協議会において非常に議論があったということは、そういう扱いを住民に錯覚を起こさせて、合併を進めていこうというものに水差すような法律解釈みたいなものは、私はきちんと国がすべき、こう思います。

山田会長 私もだまされたように思えてならない、本当に。これは黙っておれないと思って。できるかどうかかわからないけれども、黙っておれない。

D委員 11年だったら良いのやな。算定替というのを、11年にしたら良いのや、我々も。

小住委員 10年間算定の普通交付税、本庁とは話をしまして、本庁も向こうへ聞いたみたいですが、けれども、若干、山崎副会長さん言われたような話で、その部分では返ってきたとって、こちらの方が がなかったなど、そこらあたり何もしてなかったのかどうかかわからないですが。うちの方も言うことは言ってますので、再度。

山崎副会長 そうでしょう。だから、やっぱり法律が何かで整備して何とか、きちんとできる方法がありますよね。それをやっぱり検討してもらわないと、私ははっきり言って、田辺市だけの話と違うんです。退職手当組合でも、「町長、1年延ばした方が得やぞ」と。

そんなことがあるはずないと。そんな法律が通ることは、これ必ず通りますよ。だけど、そんなことまで気付いてある人はあまりないわけでしょう。だから、本省へ問い合わせたら、そうだとするんです。私これもけしからん話やと。これは今日話出たということ、さっそくひとつ、小住委

員さん再度県へ話してくださいよ。

山田会長 我々は、これは承知できない。県は何か言えばモデルになったとか、一番手になって応援してくれるとか。それはうれしいし、ありがたい。そのつもりでやっている、一生懸命に。それで、今ここへ来て、後からの方が有利になるというような、交付税ですよ。それは行政経費切り詰めるのは当たり前だけれども、そのために合併するのだから。交付税は10年間ずっと、今の単純に金額が保障されたらというように思い込んでいるのを、それを、ここまで来て後からの方が得ということは、これは完全にごまかしというか、まやかしというか詐欺行為や、これはもう国が。

小住委員 それと、合併の期日の決まっているところが、やっぱり合併の期日というのは、皆さんが議論されて、現場の方が相当議論されて期日を決めてきているんですが、それが交付税が得やからちょっと延ばそうかという、これは簡単にその期日をまた決められるという、そんな状態になってくると思うので、そこらもありますので、そういう話は早くからしているんですけども。それは。

山崎副会長 田辺市だけの現象と違う。それはみんな言っている、3月31日だったけど、これから延ばそうかと思っているということ。私はそんなはずないと思うんです。そんなことが法律上できるというふうなこと、遅らせたなら得やという。早くしたら得やというならわかるけれども、遅らせたなら得やなんて、そんな話どこにあるかと。

それはわかるけれども、そう簡単に我々のところで許すというのは、逆に言えば町村会挙げてでも、市長会挙げてでも、もう恐らく合併しませんよと。全部やめたらどうかと。今まで合併したところも損する形になってくるわけで。ぜひひとつ頼んでおきます。我々、もし何か言えというなら、言わせてもらいます。

山田会長 それで、ちょうど総務政務官は世耕さんやな。総務政務官になりましたといって祝賀会やっている。ちょっとこんなところで働いてもらわんといかん。

井上議長 今の事務局からの説明が端を発して、こういう、皆さん、お互いに良い勉強ができたなという思いであります。今、両首長さんから、抗議の声も聞かせてもらいましたし、又、我々としても、この得か損かということについては、不勉強なので、どういう意味合いで得になるのかなというのが、またもう一つ把握し切れない部分があります。その辺の部分については、委員さん方もいろいろ疑問を持っておられると思いますので、今度の合併協議会までに、詳しい部分について、ひとつ事務局申しわけないけれども、宿題として預けますので、次の合併協議会までに、もう少し詳しく調べて報告をしていただけたらと思います。

山田会長 すいません、小住委員さん、4月23日に全国の市町村合併協議会長会議というのがあ

るんです。去年私が情報収集のために出席したら、和歌山県で私1人だったんです。又今回も私行こうと思っています。行って、今の話、もうちょっと私、勉強しておいて、総務大臣来ているから、その場で意見発表しようかなと思っています、今のことを。

もうちょっと勉強しないと、その損か得かということは余り整理できていないので、勉強して。4月23日です。そんなところは突き上げていかないと、このまま黙っておれない。

井上議長 わかりました。

ほかに何か皆さんご意見ございませんか。

ありませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようであります。

以上で、本日の議事につきましては終了いたしました。

委員の皆さん方におかれましては、本日ご多忙にもかかわらずご出席をいただき、また、会議の運営にご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

では、閉会に当たりまして、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からあいさつを申し上げます。

山崎副会長 閉会のあいさつですが、その前に、会議に遅れまして申しわけございません。保育所の卒園式がございまして。おまえも最後やから必ず出てきてくれと言われていて前から約束させられていたものですから、遅れまして申しわけございませんでした。お許しをいただきたいと思えます。

ただいま交付税の話も出ましたけれども、もうあっという間に私は3カ月過ぎたと思うんですよ。12月からもう1月、2月、3月が終わるわけでありまして、もうすぐあっという間に10月が来るのではないかなと私は思います。

今報告があったと思いますが、合併準備室におきましては、詳細に事務の問題でありますとか、そういうことについての打ち合わせを行っております。私ところの3月議会におきましても、議員各位の中からも、南部川村との調整の中で、どういう見解で予算措置だとか、条例改正だとかというのが出てくるのかなと、こういうようなご質問もございました。当然のことでありまして、我々といたしましては、南部川村と南部町が協調しながら調整をして、そして、このことについては、もう今の議会に提案すべきではないかなということ。

要するに、協議会で全部決まったことは全部やれるんだという感覚は我々は持たないわけでありまして、そのうちのこれは共通点として、今の段階からもう既に是正しておいて何らおかしくないんじゃないかというものを厳選して、3月議会に一、二条例案も提案をさせていただいたり、予算措置もさせていただきました。今後の6月議会、9月議会におきましても、そういうことは段階あ

ると思いますけれども、議会でも申し上げたんですが、そのことと、それから、我々がこの協議会において新町まちづくり計画を立てたことについて、法律上の明文においても、新しい町長さんが誕生したら、その新しい議会において、町長はそれを変更したり追加したりすることができる。厳然とこれ明示されているわけですね。

それとあわせて、協議会で決められたことを、いつの年度にどういうふうにやるかというのは、これはあくまでも新町長の権限であるというおさえをしなければならんということを私は議会でも申し上げたのでありますが、その点で、決して協議会で決まったから、そのことを全部どうでも良いんだということを言ってるんじゃないんです。非常にそれを尊重していかなきゃならないけれども、それを本当の意味で法律的に議決されるのは、新町長さんと新議会においてであるという、その認識をしないと、何もかも一緒にして、今からもうその事前に折衝をしたり、やる準備をしたりというようなことは、これは慎むべきだというのが我々の考え方であります。

委員各位の中にも、例えばこのコミュニティバスの問題でもしかりであります。コミュニティバスをやるのかやらないのかという最終の決断というのは、やはりこれは新町長さんと議会で決めるべきであります。それまでの一つの研究材料として、コミュニティバスだけではありません。色々の問題についてやると。

しかし、町章のようなものについては、これはもう議会の議決が要する事項ということであつたとしても、これはもう事前に決定をして、あるいは名前なんかにおいても、これは新町長さんが南部町というような漢字にまた戻すのかなんてことは、それは提案する権限はないと、こういうふうに思いますけれども、その辺のところをごちゃごちゃにはいかんというのが、私たちこの合併準備室、あるいは町村長の間で色々そういう協議もさせていただいております。

あともうわずかであります。それで日程的に、今日は日程表が出ていないようでありますけれども、大体日程表によりますと、その職員の人事異動の関係につきましても9月10日前後にやろうということで、これも非常に簡単なようで難しゅうございます。そういうふうなことも今着々と進めておるわけでございますので、また、この人事の関係でありますから、協議会の審議事項ではなからうかと思いますが、そういうことで10月1日を迎えられるように、それから閉庁式も、南部町と南部川村、同じような時刻に同じような形でやろうというようなことを基本に合意をいたしておりますので、そういうことも議題として議論をいたしておるところであります。これは、次の2カ月後に行われますであります。協議会等に報告をさせていただき、ご審議を賜ったらありがたいかと思っております。

以上のようなことで肅々と進んでおりますので、今後ともいろいろとご指導をお願いいたしたいと思っております。本日は、どうもご苦労さまでした。

井上議長 これでは本日の議事日程はすべて終了いたしました。
ご苦労さまでした。閉会します。

事務局 井上議長様、ご苦労さまでした。事務局から連絡をさせていただきます。

次回協議会の開催期日は決定しておりません。日程等が決定しましたら連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日はご苦勞さまでした。

午後 3 時 0 0 分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員